

警視庁による過剰警備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年一月四日

有田芳生

参議院議長 山崎正昭殿



## 警視庁による過剰警備に関する質問主意書

二〇一五年十二月二十日の午後三時半ぐらいから東京都新宿区にある柏木公園を出発点にして、在特会（在日特権を許さない市民の会）前会長を責任者とするデモが行われました。この差別と煽動デモに反対する人たちが抗議を続けましたが、明らかに過剰な警備がいつものように行われました。この問題について質問します。

一 政府はこのデモに反対する人たちが多数の警察官によって物理的に通行を阻止されている法的根拠がどこにあると認識していますか。具体的な法規をお示し下さい。

二 政府はデモ抗議に関係ない一般人まで通行を阻止されることが正当だと認識していますか。「歯医者に行けない」、「眼の前のスーパーに買い物に行けないのはなぜだ」といった批判の声があるにもかかわらず、通行を物理的に阻止する法的根拠はどこにありますか。具体的にお示し下さい。

三 政府は道路通行を物理的に阻止する責任者は、警視庁の誰であり、どんな指示系統で「解除」の判断をしていると認識していますか。二十分、三十分と一般人をふくめて通行を阻止することはきわめて異常です。責任の所在を具体的にお示し下さい。

右質問する。

